

『教育資金／結婚・子育て贈与 非課税Q&A発表－国税庁』

国税庁はこのほど、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A、及び直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&Aを公表した。手続きや要件、管理残額の計算方法等について一通り網羅。両制度について、非課税の限度額を使い切る前に追加で贈与された額については、追加教育資金非課税申告書(追加結婚・子育て資金非課税申告書)を提出し、非課税の限度額から最初の贈与の額を差し引いた残額を限度に特例の適用を受けられる。限度額を超えた部分に対しては、贈与税の申告を行う必要がある。最初の贈与の額を使い切って、一旦契約が終了してから追加の贈与が行われた場合も同様であるが、提出するのは教育資金非課税申告書(結婚・子育て資金非課税申告書)。また、贈与者がその贈与に係る資金管理契約の終了前に死亡したケースで、受贈者が相続・遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった場合は、両制度とも、相続開始3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与により取得した財産の相続税の課税価格への加算の規定の適用はない。更に、相続・遺贈により取得したとみなされる管理残額に対応する相続税額には、2割加算の規定の適用がないことも示された。



『軽減税率レジ導入支援補助金 手続要件変更し更に導入促進へ』

中小企業庁は、今年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、対応型レジの導入等を補助金により支援してきたが、中小事業者による対応レジの導入を幅広く促進するため、補助金の手続要件を変更する。現行制度における補助対象期間について、軽減税率対策補助金は、2016年3月29日～2019年9月30日までに軽減税率対応レジの設置・支払いが完了したものを本補助金の補助対象としていた。本補助金の公募要領において軽減税率対応レジの「設置・支払いの期限」を提示することに変えて、軽減税率制度が始まる今年10月1日の直前(9月30日)までにレジの導入・改修に関する「契約等の手続きが完了」していることを、本補助金の対象要件とするように各種規定類を改めることとした。これにより、9月30日以降に設置・支払いが行われるものも本補助金の対象となる。なお、補助金の申請はレジの設置・支払い後になるため(事後申請)、12月16日の補助金申請期限までに設置・支払いを完了する必要がある。また、レジメーカー・販売店へも以下の対応を要請する。○在庫余力のある対応レジの導入促進○対象事業者が必要とする対応レジを最適に供給するための取組○早期納入の追求、納入見通しの報告、他

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

